

〔翻訳〕

中世教会における法発展の担い手

——第一部…グラチアーヌスまでの時代

クヌート・II・ヴォルフガング・ネル 講演

小川 浩 三 訳

内容目次

- 一 序論Ⅰ…留意事項
- 二 序論Ⅱ…行為の空間と時間
- 三 世俗支配と教会支配のかみ合わせ
- 四 聖書の引証
- 五 教会法令（カノン）集…概観および具体例
- 六 新しい法の妥当について
- 七 法律家養成専門教育の欠如
- 八 いわゆるグレゴリーウス改革

九 法テキスト偽造の一般論

一〇 具体例としての『偽イシドールス法令集』

一一 結語…テキストと現実

一二 文献

一 序論 I …留意事項

中世に目を向けて、規範の定立と規範の解釈によって法を発展させた制度および人的主体を問題にすると、現在の私どもがもっている觀念や考え方から、できるだけ自由でなければなりません。今日私どもが議論する場合、最初に行うのは、通常は厳密に意味を与えて定義することであり、いったん定義がなされると、それに常に従うわけはありませんが、しかしそれは動因となる原理として出来事を掌握します。たとえば、私どもは法発展の担い手を立法、行政、司法、最後に法学と分類します。これらのファクターはすべて、法学を例外として、きわめて厳密な階級（ヒエラルヒー）的組織として作られています。これらの組織の要素となる個々の部署には、特定の職務と権限が割り当てられます。これらが定められた限界を守っているかどうかについて監視するのは、政治と世論だけではなく、さらに何重にも裁判所が監視します。したがって、裁判所自身も厳密に限界を画された制度なのです。すべての裁判の審級は、決められた手続と形式を用います。この点でも中世において出会う現象は、私ども今日の人間にとってはさまざまな点でなじみのない、異様なものです。妥当すべき法は、テキストに具現されています、この点では今日で

も当時でも同じです。しかし、テキストとの付き合い方は、著しく異なっています。この点で、中世では本来に予想もしないびつくりすることを体験しますが、それはこれから見てゆく通りです。さらに、メディア、すなわちテキストを伝えるものが別様のものだという 것도 注意してください。印刷術は、まだ発明されていませんでした。とりわけ、そもそも読んだり書いたりできる人たちは、人口のほんの一握りにすぎませんでした。

二 序論II…行為の空間と時間

前もつての注意をなお時間と空間について若干加えた上で、以下で中世教会法から一つのテーマを論ずることになります。第四世紀の一〇〇年間で、ローマの世界帝国はキリスト教に門戸を開き、さらには国教という地位さえも与えました。このときのキリスト教とは、制度的観点から見ますと(大まかに言えば)、トップに大主教(Patriarch)をいただく大教会の連合体であり、それぞれの大教会は大司教管区および司教区に分けられ、それらを大司教または司教が指導しました。教会の一体性を体现するものは、いわゆる全体(ökumenisch)公会議(Konzip)または教会会議(Synode)(以下ではこれら二つの表現を同じ意味で用います)、すなわちローマ帝国の全地域から参加する大主教、司教および他の職務担当者たちの集会でした。皇帝は、今やローマではなくコンスタンチノープルに首都を置きました。これらの公会議に一種の上からの監督を行いました。しかし、三九五年のローマ帝国の東西両帝国への分裂によって、新しい発展が始まり、この発展も最終的には二つの教会システムへの分裂、すなわちローマ・カトリック教会とギリシア正教会への分裂という結果になりました。最初のローマ・カトリック教会が、以下で論ずるものとなります。空間的に見ますと、それは(中世後期では)、今日の西および中央ヨーロッパ、それに東ヨーロッパのバルト諸国、ポー

ランド、ハンガリーおよびクロアチアに及びます。北アフリカも当初はこれに含まれておりましたが、それは七世紀末のアラブ人による征服までです。

「中世」という表題で私どものテーマを時間的に区切るということになりますと、昔から論争になっておりますのが、いかなる歴史的事件に古代末から初期中世への移行を結びつけたらよいであろうかという問題です。この問題をここで深く論ずる必要はありません。本講演の目的のためには、始まりを五世紀から六世紀の転換期に定めます。これまでローマ帝国のことは述べてきましたが、まだ民族移動には言及しませんでした。民族移動の結果、ローマ人たちが住む土地の上にゲルマン人の部族国家が作られました、たとえば、スペインの西ゴート、あるいは、イタリアのランゴバルドです。これらの民族は、キリスト教化されましたが、しかしアリウス派、すなわちキリストの本質をめぐる論争から生じた一派の信仰に帰依しました。この結果、信仰の内容だけでなく組織の点でも彼らの教会は、ゲルマン化されなかった元からの住民のカトリック教会から分離したままでした。

ところで、民族移動の過程で、将来に決定的な意味をもつ事件がありました、すなわち、五〇〇年頃にフランク人の王クロドヴィヒがカトリックの儀礼に従って洗礼を受けたのです。フランク人たちは、最初ライン川下流地域に定住し、それから現在の北フランスに押し出してきました。ここから彼らはその支配地域を、最初はメーロヴィング朝の下で、次いでカローリング朝の下で西ヨーロッパの広範な部分に広げました。この同じ時期に、ローマの司教は、三世紀以来掲げてきた、西ローマ帝国——この間に滅亡していましたが——領内における教会指導の要求を貫徹することに成功しました。都市ローマの司教から、カトリック〔普遍〕教会の教皇になったのです。しかし、教皇は世俗

勢力の支持と保護に依存していました。コンスタンチノーブル、東ローマ帝国の首都にいる皇帝がこの保護をもちや提供できなくなつたとき、教皇は新たな方向を求めて、七五〇年頃にカローリング朝と同盟を結びました。その後半世紀経つただけで、大カール(大帝)(統治期間七六八—八一四年)がローマで皇帝の戴冠を受けました。まさに後世にとつて容易ならざる出来事であつて、それは何世紀にも渡つて皇帝と教皇の二元主義という形でヨーロッパの歴史を特徴付けることになりました。

以上が、本講演の目的のために中世の始まりを五〇〇年頃にする理由です。私どもの考察は、十四世紀にまで及ぶ予定です。この頃に、裁判所の判決を下す営みが、教会における法発展の制度的・自立的ファクターとしてはじめて明確に現れてきました。このような長い期間——九世紀に及びます——ですから、時期区分が必要なことは理解しただけでしょう。もつとも、これもごく大まかなものでしかありませんが。この点では誰も争わないと思ひますが、十二世紀中葉、ポローニヤの修道士グラチアーヌスが大法令集を編纂した時が、教会法の歴史におけるもつとも際だつた転換点となります。グラチアーヌス後の時代については「古典的」という修飾語が一般化していますが、それ以前の時代にはこれにあたる述語はありません。ここでは、簡単にするためにこの時代を、前期(*ältere Periode*)あるいはグラチアーヌス前期(*Periode vor Gratian*)と呼びます。本日の講演は、この時期を対象とし、次の講演でグラチアーヌスおよび彼に始まる教会法学の古典期を論ずることにします。

三 世俗支配と教会支配のかみ合わせ

人々が結合するところではどこでも支配が生じ、そして、この結合が最も広い意味で公的・政治的行為となる場合には、支配は法と法の定立を利用します（少なくとも、人間の歴史の中で歴史学が把握できる時期については、こう言えます）。教会も、——それがどのような形状を帯びた場合であっても——この例外ではありません。たとえば、すでに『使徒業伝』、新約聖書の一編の中に、教会の最初の法定立行為を見ようとした人もおりました。本講演では、この時期およびそれに続く数世紀は素通りしますが、しかし、すでに言及した全体公会議のことを思い起こしてください。その最初のものは三二五年にニケーア（現在のイズニク）、ローマ帝国の首都コンスタンチノープルからそれほど離れていない所で、開催されました。さらに、ローマ皇帝の勅法にも言及しておきましょう。勅法にも、三二三年の（ミラノの）寛容令以降、宗教・教会に関する問題について規律したものがあり、大規模な法典編纂によって帝国全体に広がりました、すなわち、最初は四三六年のテオドシウス法典（第十六巻）によって、次いで一〇〇年足らず後のユスチニアヌス法典（第一巻）によって広がりました。

国家の支配と教会支配との密接な結びつきは古代末ローマ帝国で見かけるものですが、そのパラレルなものは、かつてのローマの領土にできたゲルマン人の王国、たとえば西ゴートやフランクにもありました。ここでは、すでに見ましたように、ローマにいる教皇との関係が育まれたといたしましたが、それでもやはりフランク王国の国教会とも言うべきものが成立し、そこから後にはカローリング朝、したがって九世紀以降いわば帝国教会のようなものが発展してきました。法の定立という側面では、この関係ではカピトゥラーリアがとりわけ重要です。これは、国王または皇帝の布告で、ちなみに、非常にさまざまな形態のものがあり、しばしば帝国集会で決議されましたが、この集会には世俗および教会の実力者たちが同程度に関与しました（したがって、学者は「帝国会議」＝教会会議(Reichstags-

synoden)と言いました)。カピトウラーリアは、世俗の問題と教会の問題を別々に規律することもありませんが、また相互に混ぜ合わせて規律することもありました。そして、ここで教会の問題と言うときには、次のことに留意しなければなりません。すなわち、この問題の核心は、本当に極端にまとまりのない社会の混乱状態に秩序構造を作ることだったのであり、しかし、この目的を達成するためには、当時の理解では、法的な規律、たとえば組織や懲戒に関する規律だけでなく、教え諭したり警告することも、したがって司牧活動や神学も用いなければならなかった、ということでした。半分までしか規範的ではないという同じ性質は、当然のことながら、司教教会会議の布告にもありました。司教教会会議とは、主として、ある特定地域の司教、修道院長、その他の高位聖職者の集会です。ここでは、さらに、礼拝、典礼〔礼拝の定まった式次第〕その他、法の周辺にあるにすぎない類似の問題が論ぜられました。

四 聖書の引証

教会に関する規定はいかなる集会で布告されようとかまいません。どんな集会であろうとも、このような規定は決して時間的、空間的に孤立した現象としてではなく、キリストと救済の事跡によって開かれた「新しい」時代の流れの一コマとして理解されました。それは、全キリスト教徒、教会全体に開かれた時代です。あらゆる規範の不可変の基礎となったのは聖書であり、そこにあらゆるテクストの正当化根拠が求められました。それは、テクストの作成に責任をもつ者が誰かとは関係ないことでした。したがって、大きな全体公会議のテクストや、さらには単なる地方的な司教教会会議のテクストでも、教皇や皇帝のテクスト、とりわけ教父たちのテクスト——もちろん、それがたとえば道徳神学にかかわる内容から規範的な効力をもちえた場合ですが——でもそうでした。救済の事跡に基礎付けるこ

とによって、あらゆるテキストは相互に結び付けられていました。まるで編物や「ゴシック建築の」飛び控え壁と控え壁からなる構造物(Strebewerk)のように、それぞれのテキストは相互に支えあい、最も新しいテキストも最も古いテキストに倣い、それを維持しようとし、せいぜいでそれを補充しようとしたにすぎません。このように新しいものは古いもの、保持され伝承されたものを基準としたのです。そうだとすると、新しいものはテキストについての知識をどこから得たのでしょうか。これらのテキストはいうまでもなく過去に、大部分はせいぜいぶん前の過去に属するものだったのですから。

五 教会法令(カノン)集・概観および具体例

この問題に答えることによって、いまや前期(グラチアヌス前期)の法発展にとつて放棄できない道具が動き出します。すなわち、教会法テキストの集成で、通常は教会法令(カノン)集と呼ばれているものです(これは、ギリシア語の *kanon*, *kanon*、すなわち、準繩〔規準〕に由来します)。最初にめぐりあう教会法令集は四世紀で、これは前期の最後、したがって十二世紀まで見られ、現在まで手写本で伝わっているのは約二〇〇です。これだけの数があるということを考えますと、教会法令集が多様な形態を取っているということは容易に想像できます。しかし、その形態論を体系的に研究した人は誰もいません。たとえば、法令集の著者によって分類できるかもしれませんが、たとえ大部分の教会法令集が匿名で伝わっているとしてもです。テキストの選択、テキストの編集や並べ方から、著者について推論することができます。したがって、たとえば著者があるどこかの司教教会や修道院で活動していたということが推論できるかもしれないからです。あるいは、時として、法令集の序言にある司教や修道院長に対する

献呈の辞が述べられています。ちなみに、教皇に対する献呈の辞はめつたにありません。要約部分(Zusammenstellung)や付加文(Anlage)から法令集の目的や意図した名宛人の範囲を推論することができません。たとえば、これは全体教会だとか、ある司教区だとか、ある修道院だとか、それどころか極端に個別的に、ある特定の訴訟における訴訟当事者だとかといった具合です。ところで、私どもの知っているところでは、教会会議では教会法令集が伝えられた権威に應ずるために常に用いられました。教皇やその助力者——形式の整った書記局(官房Kanzlei)とは、今問題にしている官僚制前の時代にはまだいうことができません——にとつても、したがって、ローマにおいても教会法令集は前から備えられていましたし、さらに、カピトウラーリアの作成のときにも用いられました、等々。しかし、具体的に用いられた教会法令集がどれだったのかについては、ほんのわずかしかわかっていませんので、それぞれの場合ごとに推測に頼っています。

無論ここでも、いつものように、特異な現象があります。五〇〇年頃のローマで、高い教養をもち、言語の才に恵まれたスキタイ人のある修道士が、東方ギリシア語圏の公会議の教会法令(カノン)をラテン語に翻訳し、法的意義をもつ教皇の書簡、いわゆる教皇令(Dekret)四〇足らずとともに一つの法令集にまとめました。これはこの修道士の名前にちなんで、ディオニシオ法令集(Collectio Dionysiana)と呼ばれています。この法令集は、およそ三世紀後半に——この期間の長さに注目してください——政治的重要性をもつことになります。すなわち、この法令集が(多少書き加えられて)七七四年に教皇ハドリアヌス一世からフランク国王大カールに伝えられたときです。歴史家は、カーロリング改革と言います。おそらくは、この国王がその政策目的のために、公認の(authentisch)教会テキストを教皇の元に求めたのでしょう。疑うことのできない「真正さ」をもった法テキストを自ら定める者は、前の時代の公

認のテキストを調達したいと思います。もちろん、ここでも実効性と結果についての近代的な観念に従ってはなりません。すなわち、ディオニュシオ・ハドリアーヌス法令集は当時決して政府の公式の法令集と見られたわけではありませんが、また、宮廷や教会会議で他の教会法令集の利用を妨げたわけではありません。七七四年の政治的出来事の射程は、結局それほど大きくはありませんでしたし、ディオニュシオ・ハドリアーヌス法令集はその後、広範に及ぶ、全体教会を指す法令集の一種として、数あるものの一つ〔ワン・ノヴ・ゼム〕となりました。

この種の法令集をもう少し眺めてみなければなりません。決定的に重要なのはテキスト、すなわち著者が選択し、そして、その法令集の中で配列したテキストです。当然のことながら、全体公会議は全教会に向けられています。これらと並んで教皇の書簡が置かれている場合には、それらの書簡には、たとえそれらの名宛人が地域的または地方的であつても、たとえばガリアの司教たち宛てであつても、全体教会にとつて重要なものになります。文学的・神学的テキストは、その性質上全信徒のためのものであり、かくして教父はこれらの法令集で傑出した地位を占めました(ディオニュシオ・ハドリアーヌス法令集が教父を無視したということが、ちなみに、この法令集が部分的にしか成功しなかったということの理由にもなります)。

難しい問題が生ずるのは、唯一、地方的(partikular)あるいは地域的(regional)教会会議です。あらかじめ留意しておかなければならないことですが、さまざまな法源とそのヒエラルヒーに関する理論の類を捜し求めても、それは無駄です。ただあちこちに萌芽があるにすぎません、たとえば、さまざまな公会議の決議の間に矛盾がある場合に優先するのは、より古いまたはより強力な権威を有するもの(cuius antiquior aut potior extat auctoritas)だという文章

〔命題〕があります。したがって、より古いテキストとランクがより高いテキストとの間での選択があります。教会法令集の著者たちがこの命題に依拠したのかどうかについては、いまだ体系的に研究されておりませんし、蓋然的なことをいうことさえまったくできません。ただし、地方的教会会議のテキストに関しては、これらの法令集の著者たちにはためらいがありました。しかし、この場合でも、テキストの内容についての関心がその由来に対する疑念を押し附けた。したがって、こうしたテキストも法令集に採録され、その由来が重要ではなくなるのが通常でした。一般に普及した法令集に採録されることによって、地方的テキストは、いわば普遍・全体教会にとつて権威あるものへと変異したのです。

六 新しい法の妥当について

この最後の考察によつて、すでにもう一つ別の問題を論じたこととなります、すなわち、それは公会議や教皇の新しい布告すべてにかかわる問題です。どのようにして公会議や教皇はそれが妥当することを確保したのでしょうか。これらは本当に教会の職務担当者や信者たちによつて守られたのでしょうか。現在私どもにおなじみの官報といった類のものは、もちろんありませんでした。立法者が自らその布告の普及と実施に配慮することは例外的にしかありませんでした。たとえば、教皇がその特使にテキストを携えさせて、地方に派遣する場合でした。

その他の場合には、新しいテキストの効力に関しては、モデルとして、短期間で地方的な効力と長期間で全体教会に及ぶ効力を区別することができます。教会会議に参加したある職務担当者が新しいテキストをもち帰り、それを

自分の管区内で実施し、さらには場合によって、テキストの普及のために写しを作って管区を越えて配慮したかも知れません。同様に、教皇令の名宛人——たいていは司教でした——は、隣の司教たちのために写しを作ってあげることもありました。この場合、この新しいテキストが当該地域にテキストに相応する確立した実務慣行を生み出したか、それとも、実施されず、次第にいけば空になってしまいかは、具体的な場合によって異なります。けれども、この新しいテキストが地方的な教会法令集だけでなく、全体教会を対象とする教会法令集に採録されると、この教会法令集とともに自らも長期的にはあまねく普及するチャンスを得ることになります。教会法令集もまた、もちろん、相互に抜き書きされ、書き写されるのです。そうなるまで初めて、新しいテキストは教会の一般法に採り入れられ、その一部となったのです。言い換えますと、法の定立〔立法〕は、法として発展していくためには、否応なく法令集に依拠せざるを得なかったのです。

七 法律家養成専門教育の欠如

このように、あらゆる段階の公会議、さらには教皇および教父は、そのテキストが教会法令集を構成するものでした。これに加えて、「贖罪書」〔罪となる行為とそれに対する贖罪をカタログ化した書物〕の断片、ローマ法のテキスト、さらにとりわけ、大きな偽書があります。この最後のものについては、後に立ち戻って論じます。教会法令集を、通常は、歴史的なもの体系的なものに分けます。その基準は、テキストがその元来の関連を維持して時系列的に並べられているか、それとも、法令集が法的素材の分類に依拠しているか、したがって、問題に即したタイトルをつけ、次いでその下で関係するテキストを配置するからです。後者の体系的配列には、テキストに対する学問的取り組みの萌

芽を見ることができません。もちろん、それは文字通りの萌芽です。ここからは、その後の発展はなにもなかったからです。また、体系的に並べたといっても、法学的方法といえるものを反映していませんし、また、そのようなものの契機となるものでもありませんでした。

この原因は、当時の教育状態にあります。もともと正確に言えば、法学を専門とする授業がなく、そのためにプロフェッション、法曹身分を生み出すことができなかつたことにあります。十二世紀にボローニャ（大学）が登場し、世俗法（レジストは、lexローマ法文によって教育を受け、カノニスト（canon 教会法文を専門とする）に対比される）、すなわちローマ法のテクストに沿って進む学習課程と教会法の学習課程が始まるまでは、法学校はせいぜいパヴィーアにしかなく、しかし、ここではランゴバルド法が扱われていました。したがって、生徒が法テクストと接触する機会、三科の枠内以外にはほとんどありませんでした。三科とは、司教座聖堂および修道院の学校で教えられ、文法（学、修辞学および論理学（対論法）からなるものでした。三科で要求されるものは、現在のギムナジウムの授業に対比できるでありましょう。とりわけ、修辞学の枠内で、他のものと並んで法テクストが説明されましたが、しかし、修辞学という科目の目的のためであって、特に法学の目的のためにやられたわけではありませんでした。法学的内容を継続的に講義した痕跡も、また法的事案についての討論の痕跡も見出されません。

さらに、教会法令集が三科の授業で利用されたことについての情報をもち合わせていません。教会法令集は実務に役立ったのです。すなわち、すでに見たように、法の定立のために、そして、行政および司法のためというのは最先端だったでしょう。さらにひよっとして魂の配慮のためにも役立ったでしょう。しかし、学校の授業、法学という教

育科目を創設し、展開するためには役立ちませんでした。この点では、ようやくグラチアーヌスの法令集、一一四〇年ころに成立したいわゆる『グラチアーヌス教令集(Dekret, Decretum)』が嚆矢となりました。グラチアーヌス以後になって初めて、規範の定立としての「法律」と並んで、法発展のもう一つの重要なファクター、与えられた規範の解釈が現れてきたのでありまして、それ以前には解釈は存在しませんでした。解釈技術を磨くためのテクニクや方法は、まだ展開されていませんでした。

八 いわゆるグレゴリウス改革

したがって、解釈をまだ考慮に入れることはできませんから、法の定立と法の集成〔法令集〕が法発展の担い手であったという状態にとどまります。ここで論じております時代に関して、歴史家は二つの改革期を強調しました。すなわち、すでに言及しましたカローリング改革と、これから論ずることになるグレゴリウス改革です。カローリング改革は世俗の支配者の家にちなんでこう呼ばれています。その理由は世俗的あるいは国家的目的が前面に出ているからです。グレゴリウス改革の名前の由来は、教皇グレゴリウス七世で、彼にとっては教会の革新が課題でした。ここでの問題は、グレゴリウス改革に関連するさまざまな出来事の結果、これまで法定立と法令集について示してきた像に、決定的な変化があったか、ということです。

改革のプログラムには、聖職者身分の倫理的向上、俗人（それもとりわけ国王と皇帝）の影響力の排除、最後に教会における教皇支配、教皇首位権の構想と貫徹とがありました。もちろん、このプログラムが相当程度まで実現され

たのは、ようやくグレゴリウス七世の後継者たちになってからのことです。十世紀および十一世紀の前半には、教皇の法定立という源泉は相当に枯渇していましたが、いまやローマで開催される教会会議と教皇令という道具が再び活発に用いられるようになりました。しかし、一般的効力をもつ教会法にとって法令集が重要であるということには、いかなる点でも変化はありませんでした。それを気付かせるのは、次の二つの事柄です。一つは、改革支持者の中に、まさにその時点で改革プログラムに沿ってテキストを選定した法令集を作ろうと、躍起になった者たちがいたことです。とはいえ、彼らは部分的にしか成功しませんでした。第二に、ヨーロッパのいたるところで、依然として程度の差こそあれ個人の判断に基づく法令集が作られたということがあります。これらの法令集の中で当時二つのものが最もよく普及しました、すなわち、ヴォルムス司教ブルヒャルト(一〇二五年没)の『教令集(Dekret)』および一〇九五五年頃に書かれた、シャルトル司教イヴォの『パノルミア』です。教皇の改革プログラムも、法規定という形にされた場合には、通常、それが全体教会に効力をもつ法令集に採録されることが決り手になりました。ここで上げた二つの法令集は、体系的に配列されたタイプの法令集に属しました。

そう呼びたければ知的進歩といえるものを示しているのは、イヴォの序文です。というのも、ここで初めて、テキストの間の矛盾と不一致を除くための助けとなる基準がまとめて示されたからです。すなわち、方法論的には、分別〔異なった事案として分別することで矛盾を解決する〕を用いる解釈の方向へと踏み出し、また台本のト書きのようなものがあります。このト書きには、しかし、イヴォ自身が法令集を作る際に、したがって、テキストそのものに向かうときには、従いませんでした。ちなみに、この序文には法学方法論の片鱗を認めることができませんが、それは個人を反映していますが、けれども制度を反映するものではありません。すなわち、序文はこの著者が高い教養をもつ

ていることの証拠とはなりません、けれども、はつきりと見て取れるほどに発達した何がしかのプロフェッショナルな教会法の授業があったことの証拠にはなりません。こういった授業は、グレゴリウス改革のプログラムには入っていないのです。

九 法テキスト偽造の一般論

本講演の最初に、テキストとの接し方について述べ、この点で中世の実務と現在の実務との間には大きな違いがあるということを述べました。現在の法テキストは、いったん世に出れば、公布した機関はこれを原則として否定することはできませんし、また、文言や内容が変更を受けることもありません。この点に関する中世の状況は異なります。テキストに対する態度は、柔軟であり、そこどころかまさに鷹揚です。公布に関して、内容的には認められるのだが、しかし地域的な教会会議の決議に過ぎないということで、編集者たちの中に疑念を抱く者がおり、法令集に採録することに抵抗したように見えたことを思い出してください。ところで、このような場合には、——すべての場合というわけではありませんが、しかし決して珍しくはありません——表題部分 (*Inscription*)、すなわち由来の表示を取り替えるという簡単な方法が取られました。たとえば、ガリアやフランクの教会会議に替えて、教皇臨席のローマの教会会議や有名な教父の名が書かれます。この種の偽造の由来は、決して新しいことではなく、——「外典」という名称で——教会規範のテキストの初期にまで遡ります。たとえば、使徒たちに由来するとされる、シリア地域で二世紀から四世紀に生じたテキストの編纂物が複数あります（この中では、ラテン語に翻訳されて、いわゆる『使徒たちのカノン (Canones Apostolorum)』として数世紀にわたって保持されたものもあります。最後には、グラチアーヌスまでも

それを彼の法令集に採録しています)。

しかし、テキストの由来よりもむしろその内容が編集者の考えに合わなかったときは、どうしたのでしようか。この場合、テキストは編集され、加筆訂正されます。短くしたり、長くしたり、一つ一つの言葉を変えたり、あるいは、文章全体を変え、時には本来のテキストがほとんど認識できないほどのこともあります。その先には、まったく新しいテキストにすり替えることさえ行なわれるようになります。このようなテキストは自由に作り出され、あるいは、知的コストがないわけではありませんが、本来のテキストから取られた抜粋をモザイクのように組み合わせることがありました。要するに、テキストを偽造し、そのためにさまざま方法を用いたのです。この種の偽造は、いたるところでなされました、地方に劣らずローマの中央でもなされました。それが教会法令集に採録されると、真正のテキストと同じに全教会に普及することが可能でした。時代的に見れば、偽造は十二世紀、すなわちグラチアーヌの時代にまで及びます。無論、すべて歴史上の偽造に同じ意義が認められたわけではありません。これらの中で、もっとも有名に(あるいは悪名高く)なったのは、『偽イシドールス(Pseudoisidorus)』の偽造です。この偽造に——本講演の最後になりますが——なお若干の説明を加えたいと思います。

一〇 具体例としての『偽イシドールス法令集』

(現代の)『偽イシドールスの偽書(pseudoisidorische Fälschungen)』という言い方で、相互に近縁関係にある四つの法令集が一括されますが、そのうち真正および偽造の教皇令の法令集が歴史上の影響力という点で第一位を占めま

す。この法令集を偽造者たちは商人のイシドールス (Isidorus Mercator) という架空の人物に由来するものとしたが、この架空の人物にちなんで、その後この企て全体がこの名で呼ばれることになりました。この偽書が成立したのは、ランス大司教区で、おそらくはカローリング帝国の大修道院の一つであるコルビー (ピカルデーのソム川流域にありました) を中心とした地方です。偽造には多くの著者、いくつかの工房全体が、何年、何十年にわたって携わりました。始まりを最近の研究は、九世紀の三〇年代としています。この企ては一気に完成したのではなく、また、統一的に組織されたものでもありませんでした。こう考えると、無意味なものや矛盾があることも説明できます。

それにもかかわらず、偽造者たちのペンを導いた基本的傾向は認めることができます。主たる関心事は、司教の地位の強化、それも二つの方向での強化でした。すなわち一方で、大司教および大司教が指導する大司教管区教会会議に対抗して強化することであり、もう一方では世俗の権力、世俗の実力者に対して強化することでした。今風の表現を使えば、カローリング帝国の組織された「政治的階級」内の権力闘争であり、偽造者たちは司教に有利にバランスを取ろうと努力している、ということができます。教皇は、ここでは同盟者として評価されています。偽造者たちが教皇の地位を強化しようとしたとすれば、それはしかし、いわば、司教の地位を新しく位置づけたことの副次的あるいは随伴的効果でした。彼らの意図には、さらに、司教を裁判所への訴追から守ることもありました。ここから教会刑事訴訟法の新しい準則が開発されました。偽造者たちは、さらにまた、秘蹟、典礼なども扱いました。

偽造するために用いられたのは、とりわけすでに言及したあのテクニク、すなわち、前もって見つけていた真正の (あるいは、すでに偽造されていたものまでもありますが) テクストから抜粋したものをモザイク状に組み合

わせるというテクニクです。数えたところでは、この種のテキストの断片の数は一〇〇〇〇を超えるとのことでした。手の届くあらゆる素材が利用しつくされました。すなわち、聖書、カピトゥラーリア、贖罪書、教父などです。ほかに期待できませんので、素材に近づくためには、より以前の教会法令集が用いられました。偽造者たちが偽物を作り上げる際に、歴史の経過から見て明らかな誤りが紛れ込んでいるのは、ほんのわずかでした。このような誤ったテキストはすでに中世でも胡散臭いと思われていたのですが、しかし、偽イシドールスの諸法令集が全体として偽造だということが明らかにされたのは、ようやく十六世紀になってから、すなわち宗教改革の世紀になってからでした。

一一 結語・テキストと現実

ところで、偽イシドールスであれ、他の偽書の編集者であれ、彼らを観察しますと、偽造の目的は本当にさまざまでした。それは、高度に政治的な問題から行政や裁判の日常的な配慮にまで及びます。たとえば、司教が裁判官として活動し、ある特定の手續段階でどうすべきか分からなくなった場合、さらに、彼が利用可能な教会法令集の中に該当するテキストを見つけることができないう場合、彼は自ら準則を展開し、それを作成しようと企てている教会法令集のために定式化します。私どもが生きている現代という時代は、法テキストの供給が非常に大きく、その溢れかえり様は、市民がどうしてよいか分からないままになっていますが、中世前期はむしろ需要が勝っている状況、適当な準則を捜し求める状況にありました。欠缺が生じた場合、たとえば、生活関係や基準となる見方が変わったためにそうなった場合には、既存のテキストの解釈によって欠缺を充填するための、きちんとした方法をもった道具はまだありませんでした。そのかわりに、ペンを取り、新しいテキストを作り出し、それをなんらか承認された権威をもつもの

にしようとしたのです。

最近、『偽造による進歩』というタイトルの論文集が出版され、最後に疑問符が付されていました。いまや、ここで検討してきた偽造者を立法者や法律解釈者と同じレベルにおく必要はありません。すなわち、どんな仕方であれ、偽造者たちはいずれにせよ法の発展に関与したのであり、問題なく中世教会法の法形成のファクターの一つでした。このように見れば、両方には、真正のテキストであれ虚偽のテキストであれ、それが遵守されれば、「同じ「現実性」が認められ、なんらの違いもなかったのです。」

一一一 参考文献

- ① *Ius Romanum Medii aevi*, Pars I 5: Rechtsunterricht im frühen Mittelalter und in der Übergangszeit. Ugo Gualazzini (1974) für Italien, Pierre Riché (1965) für Gallien, Rafael Gibert (1967) für Spanien
- ② *Recht und Schrift im Mittelalter*, hg. von Peter Classen (Vorträge und Forschungen 23), 1977
- ③ *Hubert Mordék, Kanonistik und gregorianische Reform*, in: *Reich und Kirche vor dem Investiturstreit*, hg. von Karl Schmid, 1985, S. 65-82
- ④ *Überlieferung und Geltung normativer Texte des frühen und hohen Mittelalters*, hg. von Hubert Mordék, 1986
- ⑤ *Lotte Kéry, Canonical Collections of the Early Middle Ages (ca. 400-1140): a Bibliographical Guide to*

the Manuscripts and Literature, 1999

⑥ Delv Jasper/ Horst Fuhrmann, *Papal Letters in the Early Middle Ages*, 2001

⑦ *Fortschritt durch Fälschungen? Ursprung, Gestalt und Wirkungen der pseudoisidorischen Fälschungen*, hg. von Wilfried Hartmann / Gerhard Schmitz (MGH, Studien und Texte 31), 2002

【訳者あとがき】

本講演は、二〇〇三年一月一日に桐蔭学園創立四〇年を記念して本学西洋法史研究所が主催したシンポジウム『立法は国家の独占物か』の報告である。シンポジウムでは、さらに大村敦志東京大学教授が、「フランス法における『契約の自由』と『結社の自由』——アソシアシオン法一〇〇周年と民法典二〇〇周年の間で」と題して、フランス民法典第一一三四条（適法になされた合意は法律に代わる）について講演され、さらに水林彪東京都立大学教授がコメントを加えられた。ネル教授は、チュービンゲン大学教授、本学名誉博士として、これまでも本学の研究教育に多大な寄与をなされてきたが、今後は本学終身教授としてさらに深く、本学の研究の発展および本学とチュービンゲン大学の交流のためにご尽力いただくことになった。本講演は、講演の中で述べられているように、教授の本来の研究分野である中世教会法を俯瞰する大作の一部であり、この続きは来年、再来年と行われる予定である。この分野の研究がわが国ではほとんど皆無であり、他方で講演を聞かれた諸氏の強い要望もあって、とりあえずこの講演だけで発表することにした。法学だけでなく、キリスト教史、さらには一般に歴史学に関心をもたれる方々にも、お読みいただければ幸いである。

（おがわ こうぞう・本学法学部教授）